

第四十回 参議院建設委員會會議録第六号

昭和三十七年二月八日(木曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

二月六日委員田上松衛君辞任につき、その補欠として松浦清一君を議長において指名した。

二月七日委員木下友敬君及び松浦清一君辞任につき、その補欠として藤田進君及び田上松衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大河原一次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君
武内 五郎君

委員

稲浦 鹿蔵君
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
三木與吉郎君
内村 清次君
田中 一君
藤田 進君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官 三橋 信一君
建設大臣官 三橋 信一君

建設省計画局長 関盛 吉雄君
建設省都市局長 前田 光嘉君
建設省河川局長 山内 一郎君
建設省道路局長 河北 正治君
建設省住宅局長 斎藤 常勝君
建設省営繕局長 川合 貞夫君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○阪神高速道路公団法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(昭和三十三年建設省関係予算並びに建設行政の基本方針に関する件)

○委員長(大河原一次君) たいだいまから建設委員会を開会いたします。

本日は初めに付託法律案二件の提案説明を聴取いたしまして、災害関係特別措置法の質疑、次に予算関係調査の質疑を行なうことにいたします。初めに住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題にいたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) たいだいま議題と相なりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金を融通し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与して参つたのであります。

ところで、先国会で宅地造成等規制法が制定されました。宅地造成工事規制区域内の宅地について、都道府県知事は、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると思われる場合には、災害防止のため必要な擁壁または排水施設の設置等の工事を行なうことを勧告し、また、災害の発生のおそれがある場合には、宅地の改善を命ずることができるとなりましたが、これらの勧告または命令にかかる工事を円滑に施行させるため、公庫において、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、これらの勧告を受けた日から二年以内または命令を受けた日から一年以内に、宅地防災工事を行なうとする者に必要な資金の貸し付けをすることができるといたしましたのであります。また、この貸付金の限度額は、政令で定めることとし、貸付金の利率は、年六分五厘、償還期間は、十五年以内とすることとしたのであります。

次に、公庫は、相当の住宅部分を有する建築物で、土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するもの、すなわち中高層耐火建築物の建設費の貸し付けを行なうてきておりますが、市街地の中心にありまして、最も土地の高度利用と防災の必要性の高い防災建築物区内に建設される防災建築物につきましては、その非住宅部分に対する融資限度を、一般の中高層耐火建築物の住宅部分以外の部分に対するものより広げまして、政令で定める率を乗じて得た面積までのものを貸し付けの対象とし得ることとしたものであります。

第三に、公庫は、災害を受けた住宅の復興資金及び地すべり関連事業計画による移転家屋の建設資金の貸し付けを行なうておりますが、これら災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間につきましては、現行では、構造のいかんにかかわらず、一律十八年以内となっておりますのを、構造により延長いたしまして、耐火構造のものには三十五年以内、簡易耐火構造のものは二十五年以内、木造その他の構造のものは現行どおり十八年以内とするにいたしましたのであります。また、北海道におけるこれら災害復興住宅及び地すべり関連住宅につきましては、防寒住宅で簡易耐火構造または耐火構造に限られておりますので、内地と異なり現行では、一律三十年以内となっておりますが、これも同様の趣旨で耐火構造のものは三十五年以内、簡易耐火構造のものは三十年以内とすることにしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(大河原一次君) 本案につきましての質疑は次回に譲ることにしたしまして、次に阪神高速道路公団法案を議題にいたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 阪神高速道路公団法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の大都市における自動車交通量の増加はまことに著しく、これに伴う交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないものがあります。ために東京を初め大都市における都市の機能を著しく低下させていることは御承知のとおりであります。この傾向は、大阪市及び神戸市を中心とする阪神地区においても特に著しく、これをそのまま放置するならば、近い将来においてその交通は全くの麻痺状態に陥ることが憂慮されております。

このような現状を打開するためには、阪神地区における道路及び駐車場の整備を促進する必要があることはもちろんであります。特に自動車専用道路を建設することが最も有効な措置であることは、すでに外国の諸都市の実例に徴しても明らかとなっております。

このため、政府といたしましては、首都高速道路公団設立の例にならないう、阪神地区における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体を設け、これに政府の資金のほか、関係地

方公共団体からの資金を導入し、自動車専用道路の飛躍的な整備をはかることとし、これがため、新たに阪神高速道路公団を設立することとしたのであります。この法律案は、この阪神高速道路公団設立の目的及びその組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、阪神高速道路公団は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間に及ぶ周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化をはかり、これらの地域における都市の機能の維持及び増進に資するために設立するものであります。

第二に、公団は、法人といたしまして、その資本金は、政府及び政令で定める地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は公団の設立の際二億円を出資することといたしております。

第三に、公団に管理委員会を設置することといたしました。管理委員会は、任期二年の委員七人及び公団の理事長をもつて組織するもので、予算、事業計画、資金計画及び決算についての議決機関とするものであります。

第四に、公団の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第五に、公団の行なう業務でありますが、道路法並びにこの法律案の附則

でその一部を改正いたしますところの道路整備特別措置法に基づく、有料の自動車専用道路の建設及び管理を行なうことを主たる業務とし、あわせて有料の路外駐車場の建設及び管理を行なうことといたしておりますが、公団の行なう自動車専用道路の建設は、建設大臣の定める基本計画に従つてなされることといたしております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金、阪神高速道路債券の発行等につきましては、建設大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(大河原一夫君) 御苦勞様で本件につきましても質疑は次回に譲ることいたします。

○委員長(大河原一夫君) 次に、昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の方は順次御発言を願います。

○田中一君 これは河川局長に聞いておきますがね。先だつてあなたは、災害基本法によつて具体的に特別措置にやらなければならぬ事業というものをきめたい、という発言があったのですがね。災害基本法に織り込むということじゃなく、現にここに公共土木施設

設災害復旧事業費国庫負担法があるのですから、この中でそれらのものも織り込んで改正する意志があるかどうかという点を伺つておきたいのです。

○政府委員(山内一朗君) この前の委員会でも、激甚災害といひますか、災害の特例、特別措置法に關しまして、災害基本法の第九十七條に書いてござい

ますように、「別に法律で定めるところにより」云々とございまして、これに基づいて何らかの恒久立法を作らなければいけない、こういう趣旨の御説明をしたわけでございまして、その形がどういふふうになるか、こういう災害の場合には各おのおの災害に法律がござい

ますが、公共土木の国庫負担法もございまして、いろいろでございまして、こういう災害の場合には、国庫負担法の特別の措置のほうにやらなければならぬ、という趣旨の法律を単独立法で一本作りまして、それ

が発動される場合には、おのおの災害の法律の改正を行なひまして、それを発動するやうにしようという一つの方法を、はなからうかというものを申し上げたわけでございまして、したがつてまだどういふ形にするかというところは成

案を得ておりませんが、御披露する段階ではございせんが、あるいは国庫負担法単独だけで、その中に特別な場合には、こういう場合には適用するといふことを織り込んだ法律を作るのも一案かと思はれます。ただ、非常に災害復旧の關係の法律が多ございまして、あるいは総合的にこういう場合には、とやうた方がいいのではなからうかといふことも考えられる、こういう趣旨でござい

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、災害ごとに、二十八年度災からこういう傾向になつてきたわけですか。ここにやはり政治的な配慮というものが加味されまして、公共事業の本質というものが、常に政治的な配慮によつて左右されるという印象を國民に与えるわけですか。むしろその一つの現象は、現行立法の措置によつてこれをきめていたのが、今までの二十八年度以来の傾向でございまして、これはやはりそれらの行政権、と申しますか、法律によつてその一応の枠をきめて、それを政府に、その範囲内でもつてやれという基本的な態度のほうがいいのではないかと思ふのです。私どもも、災害があり、かつまた大災害があつて、かつ立法化によつて、これを施行しようという場合には常に委員会に特別委員として参加してありますけれども、たとえば一億圓に足りないやうな復旧事業においても立法化する。金額の大小によつてその災害の実態というものを判断しようというのではございせんけれども、その程度のものなら当然常識的に考えられるといふものは、その範囲内の幅を持たせる、弾力性あるものにすれば、これだけなんですよ。われわれこの建設關係の小六法を見ても、それこそ十年に倍以上になつております。なるほどこの法律を作る技術者があれやこれ見て、これなら間違ひないといふものに作り上げるのでしようけれども、しかし一億圓に足りないやうな一つの事業を、単独立法にしなければならぬといふことは、どう考えても法をもつてあそぶものだと思ふ方もされる面があるんじゃないかと思ふんです。私はあなたの方のやつて行政

権と申しますか、また國家公務員諸君がやつてゐるものに信頼してあります。當然信頼しなければならぬ。したがつて、政治的な配慮によつてそれが左右されるというものがあつてはならないといふ氣持を持ちますから、法制化しなければならぬといふこともいへましようけれども、しかし何といつても憲法上の三權として行政権というものも確立されている建前からいつても、いたずらに法をもつてあそぶということがあつてはならぬ。そうして一災害地区に相当強い政治力を持つ国会議員がおつた場合には、それに左右されることがないと思ふのです。絶無とはいへないと思ふのです。そういう点で基本的な法を定めておいてある程度——ある程度というか、定められた範囲内の行政権で運用をまかすといふことのほうがいいんではないかという氣持がするわけなんです。で、結局われわれも国会議員の一人でありますけれども、それに左右されるということの印象は、國民に与える悪い印象ではないか、こう思ふんですが、その点どうですか。

○國務大臣(中村梅吉君) 考え方としては、今、田中さんのお話のやうな線で考えるのが私は筋だと思ひます。できるだけ災害の度合に応じて基本的な法律がありまして、自動的に適用ができることが非常に災害の復旧上も便利でありますし、かねてからこういう程度の災害が起つたらこういう処置になるという見通しもつきますから、非常にその点はいいと思ふのですが、ただ問題点としましては、公共土木關係は割合にすつきりしておりますが、その他農林關係、ことに農作物、果樹、

林業等、あるいは商工関係、厚生関係、いろいろな面に被害を受けますので、こういう方面が固定した法律でさばき得るかどうかという問題が一つと、それからもう一つは、大災害が起これば、とうてい予備費ではまかなえませんが、予算措置がつきものになつてきますから、予算審議の臨時国会というものを災害が起これば当然やらなければならぬ。どうせやるならそのつど、その場面に適したような立法措置によつて、政府と国会関係とが十分協議をして実態に適した立法措置をやるほうがいいんじゃないか、という考え方も一面にございますようですから、これらをわれわれとしましては勘案して、とにかく基本法にも入った考え方をうたい込んでございますから、何とか固定した立法措置ができるものならしたいという気持はあります。考え方としてはそれが本筋だと思ひますからいたしたいと思ひますが、今申し上げたような事情等もございしますので、この点御趣旨を体して、十分一つ慎重に検討を進めて参りたい、こう思つておりますのが現在の段階でございます。

○田中一君 これはわが国が宿命的に年次の災害があるものだといふ前提でものを考えなければならぬのです。したがつて、規模の大小は別としても周期的に、季節的にあるのだといふ前提に立つならば、やはりそれに対する立法措置があつてもいいと思ひます。まれにくる災害という場合には、これに対する特別立法措置をしてもらつてもいいと思ひますが、宿命的にくるのです毎年。また、それらのものができておれば、対策にしても自信を持った対策ができると思ひます。原形復旧は過去のもの

のです。統計から見ましても最近の傾向として、集中豪雨というものはくるものになつてしまつております。一時はびつくりいたして参りましたが今はくるものときまつております。これはいろいろ各省々々の、災害の現象によつて異なつたものもあると思ひますけれども、一応私が申し上げておるのは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に織り込めるものだけでも整備したらいじやないか。もしこれが確立すれば、おのずから他のものも同じようなケースで定められてくるのではないかといいことなんです。だからしたがつて、この国庫負担法をがっちり、深くするものは深くし、幅を広くするものは幅を広げるといふ形のものに、再検討すべき段階にきていゝのではないかといいことなんです。これはもう災害基本法に關係なくともかまいません。もう国庫負担法そのものを、歴年の災害の実態から見ても、当然これは關係なく建設省としては、これを手直しをしていく準備を持たなければならぬのじやないかと思ひますが、その点はどうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御説のとおり災害全般にわたつて基本的な法律を作るか、あるいは先ほど申し上げましたように、農林災害、商工災害、厚生災害等種々雑多で、その災害の機相によつて非常に違つて参りますから、そういうものとは別に、公共土木災害国庫負担法の再検討により公共土木災害関係だけでもやるか——問題は確かにあると思ひます。どうしてもほかの方面は基本的な立法が技術的にもむずかしいといふことで、同時に基本法ができな

いとするならば、確かに公共土木関係について再検討をしまして、今の国庫負担法のほかに、今回の立法措置のよう激甚災害が起これた際には、その激甚災害の査定は、こういうような基準でやり、こういうような国庫負担をやるといふ、固定した法律を考へる余地が確かにあると思ひます。ただ、建設省関係の災害復旧だけについて独走するも、よほど煮詰めてからでないでできませんので、そこをにらみあつて研究して参りたいと思ひます。

○委員長(大河原一次君) 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑ないようでございますから本案についてちよつと速記を中止して。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一次君) 速記をつけ下さい。

それでは、これより本案の討論を省略いたしまして、直ちに採決を行ないたいと思ひます。

本案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原一次君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審議報告書につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひます。

○委員長(大河原一次君) 次に、昭和三十一年度建設省関係予算並びに建設行政の基本方針に関する質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願ひます。

○武内五郎君 昭和三十一年度の公共

事業予算につきまして、その編成にあつた態度と申しますか、心がまえについて大臣にお伺ひしたのですが、御承知のとおり池田内閣は生産の増強と国民所得の増進をキャッチ・フレーズにして進めて参つております。その結果は非常な設備投資並びにそれに伴つて物価が非常に高騰を示している。同時に外貨会計等において非常な危機が伝えられて参りましたので、急遽昨年度以来金融と財政の引き締めをやつてきたのであります。ところが、これに昨年四月、日銀が市中銀行に対して窓口指導を開始して以来非常な引き締めの方針が強化されて参りました。七月には公定歩合の一厘引き上げが行なわれ、九月に入りますとさらにその引き締め強化が見られ、九月の二十六日には公定歩合の再引き上げその他の方法によつて強化がされて参りました。これがさらに財政上において引き締め政策を政府自体がとらざるを得なくなつて参りました。公共事業費において六%の支出繰り延べが指示され、また官庁営繕で一三%の支出繰り延べをして参つたのであります。昨年度こういうふうな状態の中で公共土木行政が施行されて参つたわけでありまして、その間、累次の災害等も伴つて建設省としては非常な苦況に陥つたのじやないかと思ひますが、ところが今年度予算は前年度よりも二〇%の増加を見て編成された。今度の内閣の予算編成方針の中には、しかしながら、かなり強く規制が加えられた。特に方針書の中で、既定の重要な施策を重点的に実施して、新規の施策には特に重要なものにだけ限定する、こういう基本的な方針が立てられて、今度の新予算が

編成されたと考えられるのであります。が、それにつきまして、今度前年度よりも、先ほど申しましたように二〇%の増加を見て参つておられますことは、大体どういふ点に、その増加を必要としなければならなかつたのか。たとえば物価の高騰を相まかなうためのものであつたのか、または事業量がそれだけふえたのか、災害等の関係もありまして事業量がそういう方面にふえたのか。こういうようなことが考えられるのでありますけれども、特にそういう強い規制の中で組まれた今年度の予算で、どういう方面に重点を置いてこられたのか、また先ほど申し上げましたような新予算の二〇%の増加というものが、物価の値上げによる単価の上昇で大体やむを得なくなつたのか、事業量の増加による避けがたい状態であつたのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御承知のとおり社会資本が立ちおくれであるといふことは現実の事実でございます。そのうち、池田内閣成立以来社会資本の立ちおくれを取り戻す努力をしよう、要するに公共投資の増強をやるうといふのが基本方針でございますが、かたがた昨年来国際収支に赤字を生じまして、この国際収支の赤字の改善対策も目下御承知のとおり実施中でございます。

そこで、この二つのにらみ合いがあるわけでございますが、三十一年度予算編成にあたりまして、この立ちおくれしております社会資本の充実ということにつきまして、引き続き力を入れていこう、というものが予算編成の基本方針にも、うたわれておりますように、一つの考え方でございます。

ただ、そこで問題は、この国際收支改善対策を目下実施中でございますので、これとの関連は非常にむづかしい問題でございますが、実は、財政当局は別として、私どもの考え方としては、一面において、国際收支の赤字改善対策の一つとして、金融の引き締め等を行ない、世の中が不況になるわけでございますので、これをむしろ調節する意味においても社会資本の充実は、公共投資関係には比較的輸入原材料に求めるところが少なくないわけでございますから、このほうはやはり立ちおくれを取り戻すために、財政事情が許す限り活発に進めていくべきである、この私どもは考えておいたわけでございます。かような角度に立ちまして予算折衝をいたしました結果、ごらんのとおり道路、治水関係等につきましては相当の増加を見ることができまして、総体として二十数パーセントの増を見たというところは、赤字改善対策を中心として行なっております財政当局におかれども、われわれの考え方のある程度を取り入れていただけたものと私は思っておりますわけでございます。それで、予算がふえましては、これは単価増をカバーするということだけではございませんで、量におきましては事業量が相当増加できたと思っております。しかし現在の社会資本の立ちおくれの現状から見ますと、もちろんこれでも十分ではございせんが、現状が、とにかく国際收支赤字の改善対策を行ない、できるだけすみやかに、これは国全体としても解決をすべき重要な課題になつておるわけでございますから、この辺が妥当なところであると思つておるようなわけでございます。

○武内五郎君 今まで建設省で立てられておりました道路、河川、港湾、住宅等の増強についての長期的な計画がございまして、それは一そう当初の計画に沿つて遂行しようとお考えかどうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 当初の計画の線に沿つて進んでおるわけでございます。治水関係のごときは治水十カ年計画も御承知のとおりでございますが、現在の災害等の現状から見ますと、この十カ年計画を年次別に行なつただけでは不十分と考えられますので、繰り上げ施行というものを必要とすることを痛感いたしましたし、そういう角度で予算要求をいたし、本予算案がでさうございしたようなわけでございます。

ただその中で一番困難を感じましたのは住宅関係でございます。私どもの希望からいいますと、もっと住宅の量を増強をいたしたかったわけですが、木材等現在も国内価格の調節のために輸入をいたしておりますようなわけで、国際收支改善の面からいへばできるだけ輸入のほうも抑制をすべき現状にございまして、予算編成というところについては、住宅予算の確保というところについて一番苦労をいたしたわけでございます。したがって、私どもの当初期待いたしましたほどは伸びかねたわけでございますが、現在の国の状態から見ればやむを得ざる線である、こういうふうに目下考えておるわけでございます。

○武内五郎君 たいへん努力されたようでありまして、昨年の九月末に政府が三十六年度公共事業費の繰り延べ

をやっております。特にその額が七百億円をこえるように承つておるのであります。これはまことに私も私も国土保全、民生安定を強く期待する立場から非常に残念なことでありまして、その繰り延べの状態はどういう部門にどういふふうな繰り延べられたか、概略御説明願ひたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は国際收支改善対策の要綱を閣議で相談いたしました際、私も私もといたしまして、そういう国際收支との関係上やむを得ざることは申しながら、建設省所管の事業の繰り延べをするということの後年度の予算編成に心理的な影響もある程度一般民間に對しては設備投資の抑制を強行しないとして、できるだけすみやかに国際收支の改善をいたさなければならぬという全体の立場から見れば、そう強くない範囲においてお付き合ひをすることはやむを得ない、こういうふうな角度に立ちまして検討をいたしました。当時の事情からいいますと、一般公共事業関係、道路、河川等は前年度におきましても相当な幅で伸びて参りましたので、事業実施上毎年の例で、若干の繰り延べはやむを得ない事情もありましたので、どの程度ならば一体自然的な繰り延べと近い線にのるだろうかということを検討いたしました結果、あの際きめたパーセンテージはよく記憶いたしておりましたが、この辺ならばさしたる支障はないだろうという見当をつけまして同意をいたしましたようなわけでありました。

一方、営繕関係は、民間の設備投資抑制を相当活発に行ない、特にそういうたビルの建設等、不用不急のものをできるだけ中心的に抑制しようというもので、いわゆる六人委員会も作りましてその措置を進めていくということになりましたので、政府の建てます営繕につきましては、もう直結の問題としてある程度自粛をし遠慮をするのが当然だろうということで、営繕関係はその幅を多くした、こういうような事情で、したがって三十七年度予算編成にあたりまして、各地方で合同庁舎その他いろいろ強い要望がございまして、若干延びはいたしました。が、これも住宅とあわせまして国際收支改善対策の関連をいたしまして、予算編成上われわれとしては希望を達成するの困難をいたしたという問題点の一つでございまして、さようなわけで三十六年度事業の繰り延べの決定をいたしました際の考え方としましては、今申し上げたような考え方で臨みまして今日に至つたわけでございます。

○武内五郎君 繰り延べは年々幾らかずつあるようでありまして、あるようであります。公共土木において五・八%、営繕関係においては三・三%、その他財政投融資あるいは公団事業等に関する予算においては五・二%の繰り延べが強く要請されたらしいのです。したがって、事業遂行の現地ではかなり窮屈な状態に陥つたことは否定できないのでございまして、これが昨年のそういう事態がどういふふうな状態になつておるかということをお聞きして、調べたことがございまして、四月から九月までの間で私は調べたのであります。が、六十六件数えられております。特に道路が二十四件、河川十件、砂防関係が四件、建築が二十六件、港湾が二件、こういうふうな入札不調件数が見られたのであります。そういうふうなことは、あの当時、一面工事そのものがすでに非常な窮屈な状態に入つておりました。特に入札価格と資材の価格とのつり合いがとれなかった、また労賃とのつり合いがとれなかった。御承知のとおり、セメントはそう大きな飛躍的な価格の高騰は見られなかったものであります。木材、くぎその他の建設資材が非常に飛躍的な高騰を見た、同時に一般物価が非常に上がり方を示して参りましたので、労働賃金もそれにそぐわない状態が出て参つた。建設省では前から委員会労働賃金の問題につきまして、PWの一般職に規定した賃金は適用していないと言つておられたのでありますけれども、かりにそれを適用しないですれども、参考にいたしました賃金を組まれて参りまして、非常に低い賃金価格で押さえられなければならない、したがって実際とそぐわない。私がこの間新潟県のある官庁の土木事務所調べたところによりますと、常用が今日でも五百十何円で、臨時用で四百八十何円の単価。したがって二十一日以上これは労働に従事することが禁止されておりました関係から、月収がわずかに八千円程度、したがって一般土木工事における労働者の賃金というものは非常に低く押さえられていかに得なかつた関係がある。そういう低い賃金のところへ労働者が寄らざることは当然なのであります。今日新潟県で

除雪人夫でも上がり酒をもらって夕食をつけて千円をこえておる。そうでなければ人夫が手に入らない。したがって建設事業等についての労務者を把握することが困難でありましたので、一方資材価格が非常な勢いで高騰を見せると同時に、低く押さえられておる労働賃金の中で労務者が働くことは、これはもうできないので、勢い労務者を把握することができない、資材の価格とのつり合いがとれないということから、こういう入札不調の件数が出て参つたと考えるのでありますが、したがって、これは私は各地にあったのじやないかと考えられる。相当大きな影響が公共土木遂行の上に見られているのではないかと思うのですが、今年度予算を実施するにあたりまして、どんな心がまえでいかれるのか、また単価等の構成等もさらに考えられたのか、今後とも考えようとするのか、お伺いしたいと思います。

○内村清次君 関連。ただいま公共土木事業の繰り延べの問題が武内君から提起されております。先ほどの大臣の御答弁では、政府の方針に対して、公共土木関係を受け持つところの建設省といたしましては、大臣の説明では、血の出ない範囲内においておつき合ひしなくちゃいけない、こうやうな御答弁がなされておるのです。私は先ほどの武内君の質問の中にもありましたように、三十六年度では七百十一億の繰り延べを大臣は御承認になっておる。この内容の点につきまして、これもやはり武内委員は言及いたしておられますが、一般会計分としての官庁営繕は一三%、それから河川道路関係の公共事業が五・三%、こうやうな繰

り延べを御承認なさって、総額七百十一億、こうなつてきますと、三十六年度の公共事業関係の予算といたしましては、三千七百三十八億、この約二〇%の公共事業予算の繰り延べがなされておる。だからして、私は武内君が言われましたような、これが工事末端に行きますと、請負の辞退、あるいはそういう件数が増大しておることは当然のことだと思ふのですが、これは血の出ないような簡単な御答弁では、ちよつと私は解せない。だから内容を、どういふ点を繰り延べたかというような点をこの委員会でも明かにしていただきたいと思ひます。これはさらにまたつけ加えますが、ただ単に三十六年度の繰り延べであるか、その繰り延べはすなわち三十七年度にはそっくり、これは仕事をやる性質のものであるか、繰り越しの様相があるか、この点もやっぱり武内君の関連した質問に対しては答弁を一つやうていただきたいと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 今の点から先にお答え申し上げますが、当時私ども検討いたしました結果、道路公団その他を含めまして大体例年五%内外の繰り延べは、用地の買収でありますとか、あるいは橋梁にいたしますと、鉄骨を発売して納入の時期でありますとかというふうな関係で大体五%程度の自然繰り延べは、従来の例としてあつた範囲であるというふうに承知をいたしました。そこでまあ五%内外ならばやむを得ぬだらうというふうになつたわけでございします。それで実際の繰り延べ額がどれだけ出るかということについては、目下まだ年度の進行中でございしますので明確ではございせんが、私ども

もとしては事業の実施上そうたいした支障がない範囲で、こういうふうに心得ておるわけでございします。御指摘でございますから、できますれば各事業別にもう少ししたちましたところ、あるいは現在の見通しでどの程度事業別に繰り延べが生じてくるか、あるいは五%前後ということできめましたが、それ以上に実際上入札不調その他の結果繰り延べが出るかもしれせん。そこらの点はもう少し詰めてみませんとはつきりいたしませんから、追つてこれは御指摘の点は明らかにしたいと思ひます。

〔委員長退席、理事村上春藏君着席〕それから武内さんの御指摘のございました入札不調でございますが、これは主として公営住宅につきましては、確かに従来の予算のつけ方が補助単価という建前でございしますので、地方公共団体の持ち出し分というものが、国庫補助額の倍額ではなくして、もつとそれ以上の持ち出しがふえておりますので、したがって発注をいたします地方公共団体としては、やはり自分の持ち出しの財政の都合で、できるだけ切り詰めた単価で発注をするということのために、入札不調の量が非常に多かつたように承知をいたし、まあこの点は是正につきましても、三十七年度予算編成にあつて極力われわれ努力したポイントの一つでございします。そこで他の道路、その他の事業につきましても入札不調の傾向が出てきましたので、これにつきましては、事業の量としてはさほどたいした分量ではございせんので、できるだけ発注に際してはその見積り等について調節をして、事業を請け負います業者が出血

をしないように見積りの方法を検討するよう、この点はその後十分行政指導をして参つておる各関係の機関にその旨を伝えまして、極力そういうことのできないようになつて参つて参つてきておりますので、最近はやほどそれがなくなつてきておるのではないかと、こういうふうに考えております。

それから一番問題は、御指摘のございましたように労務費、賃金関係でございます。この点につきましては、実は私も昨年の通常国会終了後、次の年度の予算編成にあたりまして早くから用意をする必要がある。従来予算編成にあたりましてPWを資料として積算をされておりましたので、これでは非常に事業の実施に当たります建設省といたしましては困難がありますので、なんとかこの積算の基準になりまして労務費について適正なものを得たいということ、一時ちよつと補正予算のころには、民間団体の調査をいたしました業種別の資料等も持ち出したのでありますが、大蔵省としては民間団体の資料では参考にならない、やはり政府機関のやつたものでなければ困るということ、補正予算の際からやりとりが始まりまして、そこでひとつ政府機関である建設省みずからが、各業種について業種別の賃金調査というものをやってみよう、ということも一時考えたのでありますが、労働省との折衝上、労働省が賃金関係の統計をとるのは自分のところのこれは責任である、お前さんのところでは責任は上げないことだというふうなことになるので、折衝になりまして終局的には、それで労働省で建設関係の業種別賃金の調査というものをしてもらいたいと

いうことになりまして、労働省でそれを実施していただきました。三十七年度の予算編成の積算の基礎には、この労働省でやつてもらいました職種の賃金調査というものが、相当に重要な資料となつて積算をされておるという関係になつておるやうなわけでございします。賃金関係につきましては、官房長の主管でございしますから、必要に応じて所管の政府委員のほうから御説明を申し上げるようになつていただきたいと思います。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいま大臣から御答弁がございました。屋外労働者の職種の賃金につきましては、もとよりこれは毎年労働省で実施いたしておる調査でございします。各月別の状況につきましては、労働省が調べましたのは三十七年の八月、九月、十月というものと、三十六年のそれぞれの月の間における賃金の状況についての比較でございします。

〔理事村上春藏君退席、委員長着席〕今日までの調査の結果、一応われわれが承知をいたしておりますのは、大体一昨年のその月に対しまして三十六年の同期のものが大体において二割程度上昇になつておる、こういうふうな結果を得ておりますが、予算の編成におきましては、今後積算されたものの自主性を、今後三十七年の四月以降において定められるPWというものが出て参りますから、これが今後の予算の執行上の一つの参考資料になる、こういう形だと考えます。

○武内五郎君 PWというものが参考だとされているやうであります。実際にそれが参考になつていないに違ひないのだが、やはりそれにとらわ

れてくるのじゃないかと思いますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(関盛吉君) P Wの賃金の法律上の効果といたしましては、今日は国がみずから実施いたしますところの直轄工事についてのみ適用されるのでございまして、その他の事業につきましては、法律上そうしなれるという事はないという制度になっております。したがって建設省全体の事業の実施にあたりましては、工事の実際設計の際におきまして、市場の賃金というものを適正に見積もりまして、歩掛り等も考慮いたしまして設計の単価を組んでおる、こういうのが各土木についての工事の実施の実態でござい

ます。

○武内五郎君 そのPWに縛られないで積算をするんだということになって参りますと、たとえ二〇数%の増加の予算であつても、かなり工事量の削減、それから遂行内容の低下ということとは避けられないのじゃないかと思うのですが、そういう心配がある。特にこれが遂行される現地ではほとんど請負業者がやるのであります。私がこの間建設工事の統計を参考に見たのであります。そのまことに零細な業者といひますか二百万円以下の業者では、五七%公共工事をやつておられる、二百万円以上一千万円以下の業者は、これはやはり約六〇%に近い五九・五%の工事量を持つておる。一千万円から一億円未満のものが、五六・七%の公共工事の手持ちがある。一億円以上こえますと民間工事のほうがぐっと多くなつて参りまして、一億円以上は民間工事が六八%をこえておるわけです。こういう数字を考へてみますと

と、今日きわめて経営内容というものの細々とした業者が公共工事を持つておるということになって参りまして、勢い、賃金はPWによつて参考にするとは言いがた、何かしら見えざる手によつて押さえられるような状態になる。さらに物価高騰の状態とそぐわない単価で消化しなければならぬとするならば、そこに工事の未消化または工事の内容の低下、こういうことが避けられない状態になるのではないかと考へますが、そういうことについてのお考へはどうなんですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 工事の量に影響をしてくるんじゃないか、こういうお尋ねのように伺ひましたが、若干これは発注をいたします際に、労務費その他を積算をして見積もりをいたしますと、若干影響はございますが、全体の量からいへば、これはさしたることはなかつたと思つておられます。できるだけわれわれのほうとしましては、今職種の把握について労働省にもお願いしてございまして、建設省自体としましてこの実態をできるだけつかみまして、それに合致するように考へ方今後の事業の遂行をはかつていきたい、こう思つておる次第であります。

○武内五郎君 私の質問とはお答えがだいいふそれでおる、もう一ぺん伺ひたいんですが、先ほど申し上げましたように賃金はPWの見えざる手によつて押さえられる。これは参考でございましてと言ひけれども、結局その線になるべく越えないように見えざる手で押さえられる、引きとめられる。したがつて、労務賃金というものは安く

見積もられざるを得ないことは避けがたい。それから資材の価格が非常な勢いで高騰して参りますので、工事単価とはそぐわない状態になって参つてきておる。ところが、現地でこれを消化する場合に、これは多くの場合ほとんど官庁で直轄をやつておるのではなかつて、請負業者が消化する。そうすると、きわめて零細な細々とした経営の業者が、公共工事の手持ち割合というものが民間工事よりも非常に多い。したがつて、そぐわない単価で工事を消化していかうとすると、あるいは未消化の状態が起るのじゃないか。また、工事内容において低下するおそれがあるのじゃないかといううな心配がございしますので、そういう点に対して今度の予算遂行の上でどういうふうにお考へになつておるか、こういうこととございまして。

○国務大臣(中村梅吉君) 工事内容が低下するおそれがあるのじゃないかという点を初め、今御指摘の点についてお答えを申し上げますが、まあ私もこのほうとしましては極力関係機関に趣旨の徹底をはかりまして、そういうふうなことの起こらないように行政指導を十分にやつて参りたい、それによつて遺憾のないようにしていきたいと思つております。ただ、予算編成をいたします際にはどうしても、編成の際に積算の基礎というものが、労働省の資料を参考にしてやることになりまして、先刻申し上げましたように、職種の調査等をしてもらひました。が、まだわれわれの考へでは十分でないことはもちろんでございまして。しかし、実施上におきましては今御指摘の

行政指導をいたしまして遺憾のないようにして参りたいと思ひます。

それから、先ほど内村さんから話の出来た繰り延べの問題でございまして、ちやうど官房長が見えましたが、資料を持つてきましたので、そのことで実は話をしておりましたもので、それから、先刻の御質問ちよつと聞き取りそこないましてたいへん失礼いたしました。適當の機会に官房長から、繰り延べの大体の見通しを資料によつて御説明をするようにいたしたいと思ひます。

○武内五郎君 行政指導等によつて特に建設省関係の団体等を持つている工事量の消化の最善を期するようにするということを言つておられますが、たとえば公団住宅の場合であります。最近、これは私直接調べたものではございませんが、聞いたところによりますと、どうしても昨年の引き締めで繰り延べをせざるを得なくなつて、勢い工事の内容住宅建設の内容を低下させた、こういううわさを聞いて参つております。なるほど考へてみますと、住宅建設でその坪当たり単価もぐんぐん上がつて参りますので、当初予算の中では予定の戸数は建てられないことと、予定の間数を持つた住宅の建設が困難になつてくる、こういうふうな状態で、戸数は減らず、間数は減らず、内容をそういうふうになつて低下させて参つておるというお話を承つております。その点、そういう点は、特に強い御指導のもとに、当初の計画はあくまで遂行できるような措置をお願いせざるを得ないのであります。特に住宅問題というものは、私は今日の日本の非常な大きな問題だと考へておりま

すので、特にその点の大臣の所感を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに公営住宅の問題が一番私ども心配いたしておる点でございまして。この公営住宅の単価は正にきまつても極力努力をいたしたのでございまして、大体大蔵省の考へ方は、これは単価というものは建設単価を指しておるのじゃなくて、補助算出の基礎である補助単価をいつているのであるという基本的な問題が一つと、もう一つは、昨年の補正予算の際に、相当の単価は正をしたじやないか、引き続き単価は正は困るということ、なかなか折りがつきませんでした。さういふ関係で、坪数のほうで若干伸ばしていただきました。坪数がたとへ半坪でも一坪でもふえることによって、便所、勝手、その他に当然固定すべき、坪数の割合にしますと割合に経費のかかりますものが平均されますから、坪数が一坪でもふえることによつて平均に影響がございまして、そういう点で最終段階で折り合ひましたが、一面、最近地方公共団体がこの公営住宅を建設します場合に、一番持ち出し額が多くなりますのは用地費でございまして。この用地費がかさみますのですから、したがつて地方公共団体の持ち出しが多くなるといふ問題がございまして、まあこれで自然地方公共団体は建築の経費の方にも波及をさせるという事情もございまして、用地費の方につきましては、一九%ほど従来から引き上げをして補助額の算出の基礎を置いてもらつたやうなわけでありまして。まあこの辺でやむを得ざる線と思ひまして、今度の予算案編成ができましたやうなことで

さいいます。

○武内五郎君 用地費の一九%引き上げ等につきましては、いづれあとでお伺いしたいと思いますが、今度の予算の中で建設予算でも二〇%の増加を見ておられるわけでありますが、その予算の各種別な部局別の比重を見ますと、年々これはどうしても道路関係の予算が最も重点になつていっているようであります。実はその点につきまして私非常に心配しておりますことは、なるほど道路は整備していかなくやならぬ、交通確保のための重要な要素でございますので、私も前々から道路交通の確保はあくまで遂行してもらわなきゃならぬと考えておるわけなんです、特に日本は災害が年々避けられない、その災害は風が吹こうと豪雨が来ても、いづれの災害があつても、ほとんどこれは水が多いのであります。治山治水その他の比重という点につきましても見ますと、道路整備の持つてゐる比重よりもずっと小さい状態にならざるを得ないのが出ております。まあその比重の点は、なるほど私がいりいろ検討して参りますので、財源に大きな影響が出てくるのではないかと考えます。その財源の中で道路整備の財源の重点が揮発油に置かれておることは御承知のとおりであります。そういう点を考えて参りますと、ほとんどこれは道路建設と道路の整備等については、揮発油に依存してきておるのではないかと思ふのであります。そういう考えをもつて実はいりいろ考えてみましたところが、大規模工事が地域的に配賦されて参つておりますその割合を調べてみますと、ほとんど大都市中心、産業地域中心、ベルト

地域の建設を主眼とした内容であります。たとえば南関東における、これは一億円以上の大工事の配賦の状態でありまして、これは建設省の調査に基づいて申し上げるのでありますから、南関東において、あるいは東海において、近畿地方において、山陽において、これらはほとんど日本全国の大工事の大部分を占めておるような状態で、そうなる参りますと、まあさしあたって産業都市、ベルト地域都市を早く結ぶ道路の建設に主力を注いでやろうじゃないかと思ふ方が現れておるのではないかと考へ方が現れますが、そうなる参りますと、今日まで池田内閣は所得倍増と地域格差の是正、解消ということの問題としてゐる。しかも、これは今日世間でも地域格差等の是正、解消を要求しておる声が非常に強くなつて参りますと、き、あるいは東北、北関東、山陰、北陸等の地域では、また南九州等の地域では、ほとんど工事量の配分ということはあり得ないというのを考へて参らざるを得ないものであります。そうなる参りますと、地域格差の解消なんというものは、これはもうどうもい考へられない状態である。同時に、一たび災害が襲つてくるようなことがあつたならば、私は、年々災害を季節的にも避けられない日本の状態を考へますときに、道路主眼に公共土木工事が遂行され、災害防止、災害予防、また未開発地域の開発等々の問題がかなり置き去りにされ、軽視されてゐるやうに考へられるのでありますけれども、その点について建設大臣はどういうふうに考へ、今後どういうふうに処置されていくかお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の格差是正ということは、地域的な格差は正をする努力をするということとわかれの一つの目標でございまして、その点には今後とも意を用いて参りたいと思つております。そこで、公共事業のうちで道路なら道路というものをとつて考えますと、道路のうちでも種別が一級国道、二級国道、地方道というように分かれておりますが、一例を一級国道にとつてみますと、大都市及びその周辺の地域はほとんど整備をされてきております。したがうして、前期五カ年計画の中で一級国道を全線改修及び舗装を完了しよう、こういう目標からいいますと、これからかかれます道路一級国道の費用は、地方のまだ改修舗装のできない所に大部分が投入されると、こういうことになるわけでございまして、したがうして、県別にこれを仕分けをして概観してみますと、一県内では十億、二十億、あるいはそれ以上という地域ができて参りますやうなわけで、そのくらいに地方の道路整備に力を注ぎませんと、五年間に、全国一級国道全体の整備ができませんので、さうな角度でわれわれとしてはやつて参りたいと思ふのであります。ただ、二級国道、地方道になりますと、一級国道に重点が置かれて、五カ年以内に完成しようという目標がございまして、このほうの影響を受けまして、若干地方に十分でない点はございしますが、これらの進行に伴ひまして、一級国道の整備に伴ひまして、他の二級国道、地方道等につきましても引き

続き整備をはかつていく必要がある、こういうような考へ方に立ちまして目下進めておるやうなわけで、私どもとしましては、地方格差の是正という一つの基本的な問題は、常に胸に抱いて、忘却をいたさないようにして参りたい、かような考へ方に立つて進めて参りたいと思つております。○委員長(大河原一孝君) ちよつと速記をとめて。○委員長(大河原一孝君) 速記をつけ。○政府委員(鬼丸勝之君) 本年度の予算の繰り延べの問題と、それに関連する繰り延べの問題につきましてお答えを申し上げます。実は本年度の予算の執行にあたりましては、昨年の九月二十六日に閣議了解によりまして、国際収支改善対策の一環として事業費の予算の繰り延べの問題が取り上げられまして、これは繰り延べ目標額というものが閣議で了解されております。その中で建設省所管の事業の予算といたしましては、まず繰り延べの対象から全然はずすというものがあつまして、災害復旧とか、あるいは公営住宅、改良住宅、伊勢湾高潮対策事業あるいはチリ津波対策事業の補助、こういうものが対象からはずされておりました。残りの事業につきましては、一般会計予算の事業費といたしましては、全体で百二十五億八千二百萬円の繰り延べ目標額が決定いたしておるのでございまして、その内訳につきましては、一応積算の基礎として出ておるだけでございまして、事業種別ごとに確定したものではありません。たとえば道路につきましては、八十七億二千九百萬円とか、あるいは治山治水については、ほとんどこれはダム関係でございまして、二十九億九千八百萬円、都市計画がわずかですが二千三百萬円、住宅関係が千三百萬円、官庁営繕が八億一千九百萬円というふうに、これは一応積算をいたしました数字であるということ、決定した数字ではございせん。こういうふうな数字をいまして、この繰り延べの百二十五億八千という全体の目標額なり積算の基礎の数字は、建設省所管の事業の執行上どういふ影響があるかということでございますが、この点は、私どもこの数字をはじき出す過程におきまして、事業の進捗状況等も十分勘案いたしました結果、この程度の数字ならば今年度の事業の進捗をばむような影響はないというふうな今考へておるわけでございまして、と申し参ります。大体毎年度の繰り延べ額でございますが、昭和三十五年から六年にかけて繰り延べされた額の実績を申し上げますと、これが全体で百三十八億ございまして、今年度の来年度に對する繰り延べの見込みにつきましては、実はまだ正確な見込みがついておりませんが、事業の進捗等から見まして、全体として百五十億程度の繰り延べに相なろうかと思つております。これはまだ非常に不確定な数字でございしますが、一応の見通しとしては、さういふふうな考へております。したがうして、この百二十五億八千二百萬円という繰り延べ目標額は、実際は繰り延べされるであらうという額の相当内輪目のものになるのではないかと、さういふふうな考へておるわけで、本年度事業の進捗には格別の支障はないというふ

うに考えております。

次に、財政投融資関係につきまして、同様に繰り延べの目標額がきまつておりました。これは建設省所管分は全体で三十九億円でございまして、その内訳としましては住宅公団が二十一億、道路公団が十一億、首都高速道路公団が七億ということに相なっております。で、これも各公団から当時いろいろ事情を聴取し、また意見も聞きまして、結果、本年度の事業を予定どおり進捗して、実際に支払う金額としては、この程度の繰り延べをやりまして、実際の支払いは支障はないという当時の事情によりまして、この繰り延べ目標額が決定されたような次第でございまして、一応総括的に申し上げると以上のような次第でございまして。

○内村清次君 この大臣了解の繰り延べ総額というのについて、額というものが、だいたいが私たちの見通しと食い違つておるのです。食い違つておる。それはまあ当時新聞に発表された問題であるし、私たちは閣議の内容まで立ち入って詳しくは知りませんが、今の発表の額とは相当食い違つておるように思ひます。しかし、これは正式な発表で、責任ある大臣のもとで発表されるのですから、これが正確だと私は信じておりますけれども、この点は将来必要がありまから資料として出していただきたい。で、ただ大臣にお尋ねしておきますことは、これは毎年でございまして、繰り延べの問題は起こつてきております。この点は、この委員会では、たとえば公団の繰り延べにいたしましては相当その内容を吟味して、その当初予算というものを重視して、その予算の執行にあつては繰

り延べがないようにということを厳重に私たちはここで御注意申し上げた経過もあります。がしかし、一応今言われたように百三十八億ぐらいの繰り延べがあるんだと、だからして百二十五億の繰り延べは大した支障はない、こう言つておられますけれども、私たちはこういつた池田内閣の金融引き締め問題、それから外資の減少に対する均衡予算の問題を考えてみますと、やはりこれが三十七年度まで相当影響がありはしないか、現に武内君が指摘しましたような影響も見えておりますし、また私どもはそれに関連してまだ質問があるのですけれども、これは次回に譲りますが、相当影響を与えられておりますから、こういったことを、血の出ないようなおつき合いならするといふような簡単なことでなく、閣議の席上で承諾されないように私は希望いたしました。今日はこれだけで質問を打ち切ることいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は私どもも全く同感で、繰り延べをするということとはよろしくない話で、年度に計上された予算は全面的に使用のできるように事業を進めるのが当然であり、そういう意味において事務当局を擁護しているわけではございませんが、ただ、事業の実施となりまして、予算に計上されておりますと執行にかかれまじし、執行にかかりまして用地買収といふものがどちらにしましても相当手間取りますものですから、前年度の実績を調べてみましたら、百三十何億といふものが、支払いがどうしても後になるというので、年度内の支払額といふものが百三十数億繰り延べになつて、こういう意味の繰り延べが、

どうもこの予算に計上されなければ執行にかかれまじし、執行にかかつても、年度内に完了できないという事情が、これだけの事業の量をやっておりますと、しりをたたきますが、やむを得ない事情もあると思つたのです。そこで、例の繰り延べの問題の閣議の際にも決断はいたしませんで、私どもとしましては慎重に事務当局を擁護して、事態の把握をしてみたい。前年度の繰り延べが百三十数億ですから、やはり五%幾らということならば、百二十億になり、去年の実績よりも繰り延べが少なくなつたわけだから、その程度は認めざるを得ないだろうといふような結論になりまして、五%前後といふところで折り合つたような次第でございまして。この百二十何億には、率の高い営繕も含まれての百二十何億でございまして、営繕を引きましますと、もつと率は少なくなるわけでございます。ですから今後とも繰り延べの起こらないようにすることについて、は、全力をあげてやっていきますが、どうも建前の関係上やむを得ない点もある程度はあるかと思ひますので、この辺の事情はひとつおくみ取りをいたしたいと思ひます。

○内村清次君 ただ一点です、住宅関係費は、ただいま言われまじしたような用地の関係でしようが、道路関係費もやはり用地の問題ですか。道路関係費の繰り延べといふやつは用地関係ですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 繰り延べのおもなる原因は、全体といたしましては用地買収とか、物件の移転補償の面で、なかなか予定どおり進まなかつたといふことに伴うもの、これがもう金

額にしますと過半以上を占めております。道路につきましても、特に道路の中でも都市計画街路事業等につきましては、用地関係、移転補償の問題が繰り延べの大きな原因になっているといふように承知いたしておりますし、そのほか若干ございまして、事業計画の変更でありますとか、あるいは設計変更によりまして工事の施行がおくれまじしたことも土木施設につきましましてはございまして。それから河川関係の事業等におきましては、あるいはまあ一般土木施設もそうですが災害の関係で予定どおり工事が進捗しないといふような原因で繰り延べになつてゐるものもございまして。

○委員長(大河原一孝君) 本日はこの程度にいたしまして、予算関係並びに建設行政の基本方針についての大員に対する残余の質問は、次回に続行することいたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十分散会

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
水資源開発公団法の一部を改正する法律案
水資源開発公団法の一部を改正する法律案

水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。第三条の次に次の一条を加える。
(資本金)
第三条の二 公団の資本金は、三億円とし、政府がその全額を出資する。
2 政府は、必要があると認めると

きは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができ。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。
第二十條の次に次の一条を加える。
(事業の承継等)

第二十條の二 建設大臣が河川法(明治二十九年法律第七十一号)にいう河川に関する工事として行なつてゐる事業又は国が土地改良事業として行なつてゐる事業のうち、第十九條第一項の事業実施方針で定められた公団の業務に相当する部分(以下この条及び第三十條において「国の水資源開発事業」という。)は、当該業務につ

いて次項の規定による公示があつた日の翌日から、公団がその業務として行なうものとする。都道府県が土地改良事業として行なつてゐる事業のうち、当該都道府県から主務大臣に対し公団において行なうべき旨の申出があり、かつ、第十九條第一項の事業実施方針で定められた公団の業務に相当する部分(以下この条において「都道府県の水資源開発事業」という。)についても、同様とする。

2 主務大臣は国の水資源開発事業又は都道府県の水資源開発事業に係る公団の業務について前条第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により公団が国の水資源開発事業をその業務として行なうこととなった時において当該国の水資源開発事業に關し国が有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に關する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において公団が承継する。

4 第一項の規定により公団が国の水資源開発事業をその業務として行なうこととなる場合において、建設大臣が当該国の水資源開発事業と密接な関連を有する工事（以下この条において「関連工事」という。）で発電に係るものを行なっているとき、又は国が委託に基づき関連工事を行なっているときは、公団が当該国の水資源開発事業をその業務として行なうこととなった時において当該関連工事に關し国が有する権利及び義務（政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において公団が承継する。ただし、当該関連工事が委託に基づくものである場合において、国がその委託をしている者の同意を得ることができなかつたときは、この限りでない。

5 前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継する場合において、公団が当該関連工事に係る業務を行なうについては、第十八条第二項ただし書の規定は、適用しない。

6 第一項の規定により公団が都道府県の水資源開発事業をその業務として行なうこととなった時にお

いて当該都道府県の水資源開発事業に關し当該都道府県が有する権利及び義務の公団への承継については、当該都道府県と公団とが協議して定めるものとする。

7 第一項の規定により公団がその業務として行なうこととなった国の水資源開発事業が土地改良事業に係るものであるときは、公団は、政令で定めるところにより、第二十九条、第三十条又は第三十一条の規定による負担金の額のうち、当該国の水資源開発事業を行なうにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第二十三条第一項中「（明治二十九年法律第七十一号）を削る。」

第三十条中「費用」の下に「（その業務が第二十条の二第一項の規定により公団が行なうこととなった国の水資源開発事業に係るものであるときは、当該国の水資源開発事業を行なうにつき国が要した費用を含む。）を加える。」

第四十一条中「債券」を「公団の長期借入金又は債券」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「原子燃料公社」の下に「水資源開発公団」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中

「日本電信電話公社」の下に「水資源開発公団」を加える。

（治水特別会計法の一部改正）

3 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項を附則第二十四項とし、附則第十四項から附則第十六項までを七項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の七項を加える。

14 昭和三十七年度に限り、第四条及び第五条の規定にかかわらず、次項の規定による一般会計からの繰入金並びに第四条第一項第三号に掲げる負担金及び納付金は、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、同条第二項第四号に掲げる交付金は、同勘定の歳出とする。

15 昭和三十七年度に限り、第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するものの額に相当する金額は、第七条第一項の規定にかかわらず、一般会計から、工事別等の区分に従って、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

16 特定多目的ダム建設工事勘定の昭和三十七年度の歳出予算に於ける第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができ、その使用は、治水勘定において行なうこ

とができる。

17 水資源開発公団法第二十条の二第一項の規定により水資源開発公団がその業務として行なうこととなった事業（これと密接な関連を有する工事を含む。）で建設大臣が行なっていたものに關する特定多目的ダム建設工事勘定に属する資産及び負債のうち、同条第三項及び第四項の規定により水資源開発公団が承継した権利及び義務以外のものは、政令で定めるところにより、治水勘定に帰属するものとする。

18 前項の規定により治水勘定に帰属した地方債証券又は借入金、償還金及び利子は、同勘定の歳入又は歳出とする。

19 附則第八項の規定は、附則第十七項の規定により治水勘定に帰属した地方債証券の償還金及び利子について準用する。この場合において、附則第八項中「同項に規定する借入金」とあるのは「附則第十八項に規定する借入金」と、「多目的ダム建設工事に関する費用」とあるのは「直接治水事業に関する費用」と読み替えるものとする。

20 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十八項に規定する借入金の償還について準用する。この場合において、附則第十項中「工事別等の区分に従って、特定多目的ダム建設工事勘定から」とあるのは「治水勘定から」と読み替えるものとする。

昭和三十七年二月十三日印刷

昭和三十七年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局